

# 令和 8 年 教育委員会

## 第 3 回 臨時会 議事日程

令和 8 年 3 月 31 日 (火)

### 第 1 議案

#### 【子ども総務課】

- (1) 議案第 10 号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第 11 号「千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正」
- (3) 議案第 12 号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」
- (4) 議案第 13 号「令和 8 年度教育委員会事務局幹部職員の異動」【秘密会】
- (5) 議案第 14 号「審査請求（令和 7 年 8 月 25 日付け）に対する裁決について」【秘密会】

#### 【指導課】

- (1) 議案第 15 号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第 16 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
- (3) 議案第 17 号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (4) 議案第 18 号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (5) 議案第 19 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (6) 議案第 20 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (7) 議案第 21 号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」  
【秘密会】

### 第 2 報告

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員の就任及び教育長職務代理者の指定について
- (2) 令和 8 年度教育委員会事務局一般職員の異動について【秘密会】

議案第10号

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

- 1 改正理由  
令和8年度における各課の組織変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
- 2 改正例規  
千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）
- 3 改正内容  
事務局の分課（第2条）、課長等の職責等（第5条）、各課の分掌事務（第8条）等を見直す。
- 4 新旧対照表  
別添のとおり
- 5 施行期日  
令和8年4月1日

新旧対照表

○千代田区教育委員会事務局処務規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区教育委員会事務局処務規則 平成3年3月26日教育委員会規則第1号 改正</p> <p style="text-align: center;"><u>令和8年●月●日教委 規則第●号</u></p> <p>（事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 子ども法制担当係長 事業担当係長 教育政策担当係長 子ども支援課 保育管理係 保育指導担当係長 保育運営支援係 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係</p> <p>手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長 指導課 管理係 管理担当係長 特別支援教育担当係長 （部、課及び係の長等） 第3条 （現行に同じ） 2 部に別表第1のとおり担当部長を置き、委員会がこれを命ずる。 3 から6まで （現行に同じ） （課長等の職責等） 第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2 副参事及び主任指導主事は、上司の命を受け、</p>	<p>○千代田区教育委員会事務局処務規則 平成3年3月26日教育委員会規則第1号 改正</p> <p>（事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 子ども法制担当係長 事業担当係長 教育政策担当係長 子ども支援課 保育管理係 保育指導担当係長 保育運営支援係 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係 <u>子育て推進担当係長</u> 手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長 指導課 管理係 管理担当係長 特別支援教育担当係長 （部、課及び係の長等） 第3条 （略） 2 部に別表第1のとおり担当部長を、<u>別表第2のとおり担当課長を</u>置き、委員会がこれを命ずる。 3 から6まで （略） （課長等の職責等） 第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2 <u>担当課長</u>、副参事及び主任指導主事は、上司</p>

担当の事務を処理する。  
3 副参事及び主任指導主事の担当の事務は、第8条に定める各課の分掌事務のうちから教育長の承認を得て部長が定める。

(各課の分掌事務)

第8条 部内各課の分掌事務等は、別表第2のとおりとする。

附 則 (令和8年3月31日教委規則第●号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

の命を受け、担当の事務を処理する。

3 担当課長、副参事及び主任指導主事の担当の事務は、第8条に定める各課の分掌事務のうちから教育長の承認を得て部長が定める。

(各課の分掌事務)

第8条 部内各課の分掌事務等は、別表第3のとおりとする。

別表第2 (第3条関係)

職名
教育政策担当課長

別表第3 (第8条関係)

別表第2 (第8条関係)

課	分掌事務
子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事 (5) 公印に関する事 (6) 文書に関する事 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事 (8) 総合教育会議の運営及び大綱の策定事務に関する事 (9) 総合的な施策の企画及び調整並びに調査に関する事 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事 (11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校の認可、届出の受理等に関する事 (12) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関する事 (13) 子どもの安全・安心対策に関する事 (14) 青少年委員に関する事 (15) 青少年問題協議会に

課	分掌事務
子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事 (5) 公印に関する事 (6) 文書に関する事 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事 (8) 総合教育会議の運営及び大綱の策定事務に関する事 (9) 総合的な施策の企画及び調整並びに調査に関する事 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事 (11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校の認可、届出の受理等に関する事 (12) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関する事 (13) 子どもの安全・安心対策に関する事 (14) 青少年委員に関する事 (15) 青少年問題協議会に

	<p>関すること。</p> <p>(16) その他青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(17) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(18) 子どもの権利推進に関すること。</p> <p>(19) 他の課に属しないこと。</p>
子ども支援課	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育・保育給付、<u>施設等利用給付及び乳児等支援給付に関すること。</u></p> <p>(4) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(5) 私立幼稚園の保護者負担軽減に関すること。</p> <p>(6) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(7) 保育園・こども園の職員（保育士・看護師）の人事及び服務に関すること。</p> <p>(8) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(9) その他子ども支援に関すること。</p>
子育て推進課	<p>(1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関すること。</p> <p>(2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例（平成26年千代田区条例第17号）の推進に係る総合調整に関すること。</p> <p>(3) 保育施設の開設等に関すること。</p> <p>(4) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。</p> <p>(5) 赤ちゃん・ふらっとの</p>

	<p>関すること。</p> <p>(16) その他青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(17) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(18) 子どもの権利推進に関すること。</p> <p>(19) 他の課に属しないこと。</p>
子ども支援課	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育・保育給付及び<u>施設等利用給付に関すること。</u></p> <p>(4) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(5) 私立幼稚園の保護者負担軽減に関すること。</p> <p>(6) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(7) 保育園・こども園の職員（保育士・看護師）の人事及び服務に関すること。</p> <p>(8) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(9) その他子ども支援に関すること。</p>
子育て推進課	<p>(1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関すること。</p> <p>(2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例（平成26年千代田区条例第17号）の推進に係る総合調整に関すること。</p> <p>(3) 保育施設の開設等に関すること。</p> <p>(4) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。</p> <p>(5) 赤ちゃん・ふらっとの</p>

	<p>開設及び周知に関する こと。</p> <p>(6) 保育所等の指導・監査 に関すること。</p> <p>(7) 子ども・子育て支援施 策に係る手当等に関する こと。</p> <p>(8) 児童及びひとり親家 庭等の医療費の助成に関 すること。</p> <p>(9) 外国人学校児童・生徒 保護者補助事業に関する こと。</p>
子ども施設 課	<p>(1) 学校施設及び児童福 祉施設の維持管理に関す ること（中等教育学校を除 く。）。</p> <p>(2) 学校施設及び児童福 祉施設の改築及び整備に 関すること。</p> <p>(3) 旧今川中学校の暫定 使用に関すること。</p> <p>(4) 小学校等複合施設と の連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 校外施設及び少年自 然の家の管理運営に関す ること。</p> <p>(6) ちよだパークサイド プラザの管理運営に関す ること。</p> <p>(7) その他学校施設及び 児童福祉施設に関するこ と。</p>
学務課	<p>(1) 学校の就学事務及び 学級編制に関すること（幼 稚園を除く。）。</p> <p>(2) 就学援助等に関する こと（幼稚園を除く。）。</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関 すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校 の私費会計の点検に関す ること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人 口統計調査・教育に関する 調べに関すること。</p> <p>(6) 学校職員及び保育園 職員（栄養士）の人事及び 服務に関すること。</p> <p>(7) 学校職員（教員を除</p>

	<p>開設及び周知に関するこ と。</p> <p>(6) 保育所等の指導・監査 に関すること。</p> <p>(7) 子ども・子育て支援施 策に係る手当等に関する こと。</p> <p>(8) 児童及びひとり親家 庭等の医療費の助成に関 すること。</p> <p>(9) 外国人学校児童・生徒 保護者補助事業に関する こと。</p>
子ども施設 課	<p>(1) 学校施設及び児童福 祉施設の維持管理に関す ること（中等教育学校を除 く。）。</p> <p>(2) 学校施設及び児童福 祉施設の改築及び整備に 関すること。</p> <p>(3) 旧今川中学校の暫定 使用に関すること。</p> <p>(4) 小学校等複合施設と の連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 校外施設及び少年自 然の家の管理運営に関す ること。</p> <p>(6) ちよだパークサイド プラザの管理運営に関す ること。</p> <p>(7) その他学校施設及び 児童福祉施設に関するこ と。</p>
学務課	<p>(1) 学校の就学事務及び 学級編制に関すること（幼 稚園を除く。）。</p> <p>(2) 就学援助等に関する こと（幼稚園を除く。）。</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関 すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校 の私費会計の点検に関す ること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人 口統計調査・教育に関する 調べに関すること。</p> <p>(6) 学校職員及び保育園 職員（栄養士）の人事及び 服務に関すること。</p> <p>(7) 学校職員（教員を除</p>

	<p>く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>(8) 学校運営予算の執行及び経理に関する事。</p> <p>(9) 学校の連合行事に関する事。</p> <p>(10) 校外学習に関する事。</p> <p>(11) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関する事。</p> <p>(12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事(九段中等を含む。)</p> <p>(13) 学校・保育園・こども園・幼稚園給食に関する事。</p> <p>(14) その他学校運営に関する事。</p>
指導課	<p>(1) 学校の教育指導に伴う事務に関する事。</p> <p>(2) ICT学校教育システムの管理運営に関する事。</p> <p>(3) 教科書無償給与事務に関する事。</p> <p>(4) 教員の人事及び服務に関する事。</p> <p>(5) 教職員の給与及び福利厚生に関する事。</p> <p>(6) 人事制度の調査研究に関する事。</p> <p>(7) 教育研究所の庶務に関する事。</p> <p>(8) 教育課程の管理の指導及び助言に関する事。</p> <p>(9) 学習指導及び生活指導に関する事。</p> <p>(10) 教員の研修の指導、助言及び実施に関する事。</p> <p>(11) 教科書採択に関する事。</p> <p>(12) 教科書以外の教材の取扱いその他学校の教育指導に関する事。</p> <p>(13) 中等教育学校の人事制度に関する事。</p> <p>(14) 中等教育学校の教育課程に関する事。</p>

	<p>く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>(8) 学校運営予算の執行及び経理に関する事。</p> <p>(9) 学校の連合行事に関する事。</p> <p>(10) 校外学習に関する事。</p> <p>(11) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関する事。</p> <p>(12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事(九段中等を含む。)</p> <p>(13) 学校・保育園・こども園・幼稚園給食に関する事。</p> <p>(14) その他学校運営に関する事。</p>
指導課	<p>(1) 学校の教育指導に伴う事務に関する事。</p> <p>(2) ICT学校教育システムの管理運営に関する事。</p> <p>(3) 教科書無償給与事務に関する事。</p> <p>(4) 教員の人事及び服務に関する事。</p> <p>(5) 教職員の給与及び福利厚生に関する事。</p> <p>(6) 人事制度の調査研究に関する事。</p> <p>(7) 教育研究所の庶務に関する事。</p> <p>(8) 教育課程の管理の指導及び助言に関する事。</p> <p>(9) 学習指導及び生活指導に関する事。</p> <p>(10) 教員の研修の指導、助言及び実施に関する事。</p> <p>(11) 教科書採択に関する事。</p> <p>(12) 教科書以外の教材の取扱いその他学校の教育指導に関する事。</p> <p>(13) 中等教育学校の人事制度に関する事。</p> <p>(14) 中等教育学校の教育課程に関する事。</p>

- (15) 保育園の保育内容に関すること。
- (16) 特別支援教育の全体調整に関すること。
- (17) 就学支援委員会に関すること。
- (18) 個別指導計画に関すること。
- (19) 適応指導教室に関すること。
- (20) 特命事項に関すること。

- (15) 保育園の保育内容に関すること。
- (16) 特別支援教育の全体調整に関すること。
- (17) 就学支援委員会に関すること。
- (18) 個別指導計画に関すること。
- (19) 適応指導教室に関すること。
- (20) 特命事項に関すること。

議案第11号

千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正について

- 1 改正理由  
令和8年度における組織変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
- 2 改正例規  
千代田区立児童・家庭支援センター処務規程（平成19年千代田区教育委員会訓令第6号）
- 3 改正内容  
組織（第2条）、分掌事務（第3条）等を見直す。
- 4 新旧対照表  
別添のとおり
- 5 施行期日  
令和8年4月1日

新旧対照表

○千代田区立児童・家庭支援センター処務規程

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区立児童・家庭支援センター処務規程 平成19年4月2日教育委員会訓令第6号 改正 <u>令和●年●月●日教委訓令第●号</u> 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程 (所掌事項)</p> <p>第1条 千代田区立児童・家庭支援センター（以下「センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、子どもとその家庭に関わる総合的・継続的な相談・支援に関する事務事業をつかさどる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 センターに次の係等を置く。 子育て事業係 子ども家庭相談係 <u>子ども相談窓口担当係長</u> 心理相談担当係長 統括支援担当係長 児童相談所準備担当係長 発達支援係 児童センター係 (分掌事務)</p> <p>第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。 子育て事業係 (1) 児童センター及び児童館に関すること。 (2) 学童クラブに関すること。 (3) 放課後子どもプランに関すること。 (4) 子育てひろばに関すること。 (5) 一時（いつとき）預かり保育に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(6) 千代田子育てサポートに関すること。</u> <u>(7) 中高生の居場所プレ施設の整備及び運営に関すること。</u> <u>(8) 子どもの朝活プログラムに関すること。</u> (9) センターの予算、決算及び経理に関すること。 <u>(10) センターの契約に関すること。</u> <u>(11) センターの文書管理に関すること。</u></p>	<p>○千代田区立児童・家庭支援センター処務規程 平成19年4月2日教育委員会訓令第6号 改正 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程 (所掌事項)</p> <p>第1条 千代田区立児童・家庭支援センター（以下「センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、子どもとその家庭に関わる総合的・継続的な相談・支援に関する事務事業をつかさどる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 センターに次の係等を置く。 子育て事業係 子ども家庭相談係  心理相談担当係長 統括支援担当係長 児童相談所準備担当係長 発達支援係 児童センター係 (分掌事務)</p> <p>第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。 子育て事業係 (1) 児童センター及び児童館に関すること。 (2) 学童クラブに関すること。 (3) 放課後子どもプランに関すること。 (4) 子育てひろばに関すること。 (5) 一時（いつとき）預かり保育に関すること。 <u>(6) いずみこどもプラザ事業に関すること。</u> <u>(7) 千代田子育てサポートに関すること。</u>  (8) センターの予算、決算及び経理に関すること。 <u>(9) センターの契約に関すること。</u> <u>(10) センターの文書管理に関すること。</u></p>

- (12) センターの公印の管守に関する事。
- (13) センターの施設管理に関する事。
- (14) センター所属職員の服務に関する事。
- (15) センター内の他係に属しない事。

子ども家庭相談係

- (1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関する事。
- (2) 虐待通告等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関する事。
- (3) 要保護児童対策地域協議会に関する事。
- (4) 子ども在宅サービスの事業に関する事。

(削除)

- (5) 親育ち支援事業に関する事。

(削除)

(削除)

- (6) 子ども健やか育み事業に関する事。

(削除)

子ども相談窓口担当係長

- (1) 子ども及び子育てに関する相談支援に関する事。
- (2) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整に関する事。
- (3) ファミリー・サポート・センター事業に関する事。
- (4) 子育てコーディネーター事業に関する事。
- (5) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に関する事。

心理相談担当係長

- (1) 子どもと家庭に関わる相談対応における心理アセスメント、心理支援等に関する事。
- (2) スクールカウンセラーの派遣に関する事。
- (3) 教育相談に関する事。
- (4) 心理系業務に関し、所長が必要と認める事。

統括支援担当係長

- (1) 児童福祉と母子保健の一体的な支援に係る連絡及び調整に関する事。

児童相談所準備担当係長

- (1) 児童相談所の開設準備に関する事。
- (2) 児童相談体制の整備に関する事。

児童センター係

- (1) 児童センターの事業運営に関する事。
- (2) 学童クラブの事業運営に関する事。

- (11) センターの公印の管守に関する事。
- (12) センターの施設管理に関する事。
- (13) センター所属職員の服務に関する事。
- (14) センター内の他係に属しない事。

子ども家庭相談係

- (1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関する事。
- (2) 虐待通告等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関する事。
- (3) 要保護児童対策地域協議会に関する事。
- (4) 子ども在宅サービスの事業に関する事。

- (5) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整に関する事。

- (6) 親育ち支援事業に関する事。

- (7) ファミリー・サポート・センター事業に関する事。

- (8) 子育てコーディネーター事業に関する事。

- (9) 子ども健やか育み事業に関する事。

- (10) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に関する事。

心理相談担当係長

- (1) 子どもと家庭に関わる相談対応における心理アセスメント、心理支援等に関する事。
- (2) スクールカウンセラーの派遣に関する事。
- (3) 教育相談に関する事。
- (4) 心理系業務に関し、所長が必要と認める事。

統括支援担当係長

- (1) 児童福祉と母子保健の一体的な支援に係る連絡及び調整に関する事。

児童相談所準備担当係長

- (1) 児童相談所の開設準備に関する事。
- (2) 児童相談体制の整備に関する事。

児童センター係

- (1) 児童センターの事業運営に関する事。
- (2) 学童クラブの事業運営に関する事。

- (3) 子育てひろばの実施に関する事。
- (4) 一時(いつとき)預かり保育の実施に関する事。
- (5) 障害児放課後居場所事業に関する事。
- (6) 西神田分館(以下「分館」という。)の施設管理に関する事。

発達支援係

- (1) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関する事。
- (2) 子ども発達センターに関する事。
- (3) 障害児通所支援に関する事。
- (4) 発達障害等療育経費助成に関する事。
- (5) 障害児ケアプランに関する事。
- (6) 医療的ケア児等の支援に関する事。

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

所長

担当課長

係長

担当係長

主事

2 前項のほか、主査その他必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第5条 所長及び担当課長は、子どもの福祉・教育行政に関し、識見を有する者のうちから千代田区教育委員会(以下「委員会」という。)が命ずる。

2 係長、担当係長及び主査は、主事のうちから委員会が命ずる。

3 前2項以外の職員は、委員会の所属職員のうちから委員会が配属する。

(職員の職責)

第6条 所長は、子ども部長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 係長、担当係長及び主査は、上司の命を受け、係及び担任の事務を処理する。

3 主査は、前項に掲げるもののほか、係長が出張、休暇その他の理由により不在(以下「不在」という。)であるときは、主査が係長に代わって、その事務を処理することができる。

4 第1項及び第2項以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(専決事案)

第7条 所長が専決できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分掌に関する事。
- (2) 所属職員の出張、研修命令、超過勤務、休日休暇及び給与減額免除の承認に関する事。

- (3) 子育てひろばの実施に関する事。
- (4) 一時(いつとき)預かり保育の実施に関する事。
- (5) 障害児放課後居場所事業に関する事。
- (6) 西神田分館(以下「分館」という。)の施設管理に関する事。

発達支援係

- (1) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関する事。
- (2) 子ども発達センターに関する事。
- (3) 障害児通所支援に関する事。
- (4) 発達障害等療育経費助成に関する事。
- (5) 障害児ケアプランに関する事。
- (6) 医療的ケア児等の支援に関する事。

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

所長

係長

担当係長

主事

2 前項のほか、主査その他必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第5条 所長は、子どもの福祉・教育行政に関し、識見を有する者のうちから千代田区教育委員会(以下「委員会」という。)が命ずる。

2 係長及び担当係長及び主査は、主事のうちから委員会が命ずる。

3 前2項以外の職員は、委員会の所属職員のうちから委員会が配属する。

(職員の職責)

第6条 所長は、子ども部長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 係長、担当係長及び主査は、上司の命を受け、係及び担任の事務を処理する。

3 主査は、前項に掲げるもののほか、係長が出張、休暇その他の理由により不在(以下「不在」という。)であるときは、主査が係長に代わって、その事務を処理することができる。

4 第1項及び第2項以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(専決事案)

第7条 所長が専決できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分掌に関する事。
- (2) 所属職員の出張、研修命令、超過勤務、休日休暇及び給与減額免除の承認に関する事。

<p>(3) 職員の欠勤、休暇（公民権の行使及び育児時間の利用を含む。）、職務に専念する義務の免除及び給与減額免除の承認に関する事 こと。</p> <p>(4) 職名又はセンター名で文書を発送する通知、申請、照会、回答、諮問、報告、進達及び副申告に関する事 こと。</p> <p>(5) 前4号のほか、常例に属する事務の執行に関する事 こと。</p> <p>(事案の代決)</p>	<p>(3) 職員の欠勤、休暇（公民権の行使及び育児時間の利用を含む。）、職務に専念する義務の免除及び給与減額免除の承認に関する事 こと。</p> <p>(4) 職名又はセンター名で文書を発送する通知、申請、照会、回答、諮問、報告、進達及び副申告に関する事 こと。</p> <p>(5) 前4号のほか、常例に属する事務の執行に関する事 こと。</p> <p>(事案の代決)</p>
<p>第8条 所長が不在のときは、所長があらかじめ指定する職員がその事案を代決する。 (担当課長)</p>	<p>第8条 所長が不在のときは、所長があらかじめ指定する職員がその事案を代決する。</p>
<p>第9条 センターに子どもの居場所づくり担当課長を置く。</p> <p>2 前項に規定する担当課長の担当事務は、子どもの居場所に関する事 こととする。</p> <p>3 担当課長は、子ども部長の命を受け、担当事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 担当課長が専決できる事案は、第7条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げるものとする。</p> <p>5 担当課長が不在のときは、所長がその事案を代決する。 (センターに備える簿冊)</p>	<p>第9条 センターに子どもの居場所づくり担当課長を置く。</p> <p>2 前項に規定する担当課長の担当事務は、子どもの居場所に関する事 こととする。</p> <p>3 担当課長は、子ども部長の命を受け、担当事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 担当課長が専決できる事案は、第7条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げるものとする。</p> <p>5 担当課長が不在のときは、所長がその事案を代決する。 (センターに備える簿冊)</p>
<p>第10条 所長は、センター（分館を除く。）に委員会が必要と認める簿冊を備え、必要な事項を記入整理しなければならない。</p> <p>2 児童センター係長は、分館に次の簿冊を備え、必要な事項を記入整理しなければならない。</p> <p>(1) 来館簿</p> <p>(2) 利用申請受付簿</p> <p>(3) 利用承認整理簿</p> <p>(4) 業務日誌</p> <p>(5) その他委員会が必要と認める簿冊 (事業報告)</p>	<p>第9条 所長は、センター（分館を除く。）に委員会が必要と認める簿冊を備え、必要な事項を記入整理しなければならない。</p> <p>2 児童センター係長は、分館に次の簿冊を備え、必要な事項を記入整理しなければならない。</p> <p>(1) 来館簿</p> <p>(2) 利用申請受付簿</p> <p>(3) 利用承認整理簿</p> <p>(4) 業務日誌</p> <p>(5) その他委員会が必要と認める簿冊 (事業報告)</p>
<p>第11条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、子ども部長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前月分の職員の勤務状況</p> <p>(2) 前月分の事業の実施状況</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度、教育長に報告しなければならない。 (処務細則)</p>	<p>第10条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、子ども部長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前月分の職員の勤務状況</p> <p>(2) 前月分の事業の実施状況</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度、教育長に報告しなければならない。 (処務細則)</p>
<p>第12条 所長は、教育長の承認を受けて処務細則を定めることができる。 (準用)</p>	<p>第11条 所長は、教育長の承認を受けて処務細則を定めることができる。 (準用)</p>
<p>第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、委員会事務局に適用される規定を準用する。 附 則</p>	<p>第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、委員会事務局に適用される規定を準用する。 附 則</p>

この訓令は、平成19年4月1日から適用する。  
附 則（平成21年4月1日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則（平成22年10月26日教委訓令第2号）  
この訓令は、平成22年4月1日から適用する。  
附 則（平成24年12月25日教委訓令第9号）  
この訓令は、平成24年12月1日から適用する。  
附 則（平成25年3月26日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則（平成27年3月31日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則（平成28年9月28日教委訓令第6号）  
この訓令は、平成28年10月1日から適用する。  
附 則（平成29年3月28日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成29年4月1日から適用する。  
附 則（平成30年3月20日教委訓令第5号）  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則（平成31年4月1日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則（令和6年3月28日教委訓令第3号）  
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。  
附 則（令和8年3月31日教委訓令第●号）  
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

この訓令は、平成19年4月1日から適用する。  
附 則（平成21年4月1日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則（平成22年10月26日教委訓令第2号）  
この訓令は、平成22年4月1日から適用する。  
附 則（平成24年12月25日教委訓令第9号）  
この訓令は、平成24年12月1日から適用する。  
附 則（平成25年3月26日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則（平成27年3月31日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則（平成28年9月28日教委訓令第6号）  
この訓令は、平成28年10月1日から適用する。  
附 則（平成29年3月28日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成29年4月1日から適用する。  
附 則（平成30年3月20日教委訓令第5号）  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則（平成31年4月1日教委訓令第1号）  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則（令和6年3月28日教委訓令第3号）  
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

1 改正趣旨

関係する手続に係る様式について、施行後の運用を踏まえ、整理を行う必要がある。

2 改正内容

第6号様式(第13条関係)及び第7号様式(第14条関係)を明示する。

3 施行予定期日

公布の日から施行し、改正後の千代田区教育委員会公印規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第12号

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 年 月 日

千代田区教育委員会

千代田区教育委員会規則第6号

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会公印規則（昭和43年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式に次の2様式を加える。



年 月 日

公印管守者 殿

所 属  
職・氏名

公 印      { 事 前 押 印 }  
                 { 刷 込 出 力 }      申請書

次のとおり公印の { 事前押印 }  
                         { 刷込み }      をしたいので、申請します。  
                         { 入出力 }

記

文 書 の 件 名	
文 書 の 用 途	
押印・刷込み・出力枚数	
公 印 名	
公 印 番 号	
主 務 課 名	
押印・刷込み・出力文書等の の 保 管 責 任 者	
押印・刷込み・入出力を必 要 と す る 理 由	
刷 込 み ・ 出 力 印 の 色	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千代田区教育委員会公印規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

## 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

### 1 改正趣旨

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正により、学校に置くことのできる職として新たに主務教諭の職が設置されるとともに、校務分掌上の主任について規定整備が行われた。これに伴い、東京都教育委員会から区市町村教育委員会に主務教諭の設置に係る対応の依頼があったため。

### 2 改正内容

#### (1) 小学校、中学校及び中等教育学校

①児童・生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができることとし、職名は主任教諭とする。

②学校の実情に照らし、必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができることとし、職名は主任養護教諭とする。

③学校の実情に照らし、必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができることとし、職名は主任栄養教諭とする。

④校務分掌上の主任に、教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは、当該主任を置かないことができるものとする。

#### (2) 幼稚園

特別区における対応として、主任教諭の位置付けは、現行どおり、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職とするが、小中学校の主任教諭の規定を準用しているため、文言の整理を行う。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（主任教諭等）</p> <p>第6条の6 <u>小中学校に主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に対し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>3 <u>主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p>4 <u>小中学校の実情に照らし必要があると認められるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u></p> <p>6 <u>小中学校の実情に照らし必要があると認められるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>7 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。</u></p>	<p>（主任教諭等）</p> <p>第6条の6 <u>小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</u></p>
<p>（主任）</p> <p>第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>第4章 幼稚園 （準用規定）</p>	<p>（主任）</p> <p>第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>第4章 幼稚園 （準用規定）</p>

第35条 第3条（同条第1項第2号を除く。）、第4条、第5条、第6条、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条、第21条及び第22条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、当該規定中「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「園」と、第3条第1項及び第2項中「学期及び休業日」とあるのは「学期」と、第4条中「第63条（施行規則第79条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第39条において準用する施行規則第63条」と、第5条第1項中「第37条第4項（法第49条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第27条第4項」と、第6条第5項中「第37条第6項（法第49条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第28条において準用する法第37条第6項」と、第11条の5中「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、第11条の6第3号中「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

（主任教諭及び主任養護教諭）

第35条の2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

第35条 第3条（同条第1項第2号を除く。）、第4条、第5条、第6条、第6条の6、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条、第21条及び第22条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、当該規定中「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「園」と、第3条第1項及び第2項中「学期及び休業日」とあるのは「学期」と、第4条中「第63条（施行規則第79条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第39条において準用する施行規則第63条」と、第5条第1項中「第37条第4項（法第49条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第27条第4項」と、第6条第5項中「第37条第6項（法第49条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第28条において準用する法第37条第6項」と、第11条の5中「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、第11条の6第3号中「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

#### 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

#### 附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 1 改正趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の公布により子ども・子育て支援金制度が創設された。当該制度の施行に伴い、子ども・子育て支援金が徴収されることから、職員別給与簿について、子ども・子育て支援金に係る記載欄の新設を行う。

### 2 改正内容

職員別給与簿に「共済子ども子育て」の欄を新設する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

議案第16号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。



附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

### 1 改正趣旨

令和7年特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び意見を踏まえ、管理職手当の額を見直す。

### 2 改正内容

第2条の別表に規定する園長及び副園長の管理職手当の額を改正する。

支給範囲		支給額		増額
		現 行	改正後	
定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員	園 長	89,600	93,500	3,900
	副園長	64,700	67,700	3,000
定年前再任用短時間勤務職員	園 長	70,800	74,200	3,400
	副園長	41,900	49,400	7,500

(単位:円)

### 3 施行期日

令和8年4月1日

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）			旧（現 行）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
支給範囲	支給額		支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
園長	<u>9万3,500円</u>	<u>7万4,200円</u>	園長	<u>8万9,600円</u>	<u>7万800円</u>
副園長	<u>6万7,700円</u>	<u>4万9,400円</u>	副園長	<u>6万4,700円</u>	<u>4万1,900円</u>
備 考					
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。					
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。					
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

### 1 改正趣旨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、管理職員特別勤務手当の支給要件の見直しを行う。

### 2 改正内容

条例改正により、日をまたぐ勤務も管理職員特別勤務手当の支給対象となることから、文言の整理を行う。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和8年4月1日

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 園長 1万円</p> <p>イ 副園長 8,000円</p> <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 園長 9,000円</p> <p>イ 副園長 7,000円</p> <p>2 条例第23条第3項の教育委員会規則で定める勤務は、<u>同条第1項本文の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 園長 5,000円</p> <p>イ 副園長 4,000円</p> <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 園長 4,500円</p> <p>イ 副園長 3,500円</p> <p>（削除）</p> <p>第4条 <u>次に掲げる場合には、条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。</u></p> <p>（1） <u>条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 園長 1万円</p> <p>イ 副園長 8,000円</p> <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 園長 9,000円</p> <p>イ 副園長 7,000円</p> <p>2 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 園長 5,000円</p> <p>イ 副園長 4,000円</p> <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 園長 4,500円</p> <p>イ 副園長 3,500円</p> <p>2 条例第23条第1項本文の規定による勤務をした後、<u>引き続いて同条第2項の規定による勤務をした条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p>（新設）</p>

<p>(2) <u>条例第23条第2項の勤務をした後、引き続き同条第1項本文の勤務をした場合</u> (委任) <u>第5条</u> この規則の実施に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p> <p>附 則 (制定附則) (施行期日) 1 (現行に同じ) 2 (経過措置) 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年千代田区条例第35号)附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び<u>第3条第1号</u>に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)とする。</p>	<p>(委任) <u>第4条</u> この規則の実施に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p> <p>附 則 (制定附則) (施行期日) 1 (略) 2 (経過措置) 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年千代田区条例第35号)附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び<u>第3条第1項第1号</u>に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)とする。</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

### 1 改正趣旨

職務給の原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリのある給与制度を実現するため。

また、学校教育法改正による主務教諭の設置に係る対応として、千代田区立学校の管理運営に関する規則が改正されることから所要の文言整理を行う。

### 2 改正内容

(1) 期末手当に係る欠勤等の日数から、高齢者部分休業及び育児部分休業を除く。

	現 行	改正後
高齢者部分休業	7時間45分をもって 1/3 日に換算して算定	算定しない
育児部分休業		

(2) 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う文言整理

別表第2の職員の区分で千代田区立学校の管理運営に関する規則の規定を準用している文言を整理する。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和8年4月1日

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、在職期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1) 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間</p> <p>(2) 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間</p> <p>(3) 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(4) 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(5) 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(6) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する</p>	<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、在職期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1) 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間</p> <p>(2) 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間</p> <p>(3) 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(4) 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(5) 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(6) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する</p>

る条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

- (7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間
- (8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間
- (9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間
- (10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間（削除）
  
- （削除）

(11) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）

(12) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2から4まで（現行に同じ）

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

る条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

- (7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間
- (8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間
- (9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間
- (10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間
- (11) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間
- (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

(13) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）

(14) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2から4まで（略）

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間又は育児部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

別表第2（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u>	100分の5

別表第2（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年千代田区教育委員会規則第4号）第35条の規定により準用する同規則第6条の6第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭</u>	100分の5

## 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

## 附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

### 1 改正趣旨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行により、令和8年度以降の勤勉手当の支給月数に係る改正を行う。

また、職務給の原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリのある給与制度を実現するための改正を行う。

くわえて、学校教育法改正による主務教諭の設置に係る対応として、千代田区立学校の管理運営に関する規則が改正されることから所要の文言整理を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 勤勉手当支給月数の改正

		6月期			12月期		
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
定年前再任用短時間勤務職員・ 暫定再任用職員 以外の職員	一般職員	1.175	1.1875	0.0125	1.200	1.1875	▲0.0125
	管理職員	1.350	1.3625	0.0125	1.375	1.3625	▲0.0125
定年前再任用短時間勤務職員・ 暫定再任用職員	一般職員	0.5750	0.5875	0.0125	0.6000	0.5875	▲0.0125
	管理職員	0.6625	0.6750	0.0125	0.6875	0.6750	▲0.0125

#### (2) 勤勉手当に係る欠勤等日数の算定の見直し

高齢者部分休業及び病気休暇の取扱いについて、それぞれの実取得期間が30日を超えた場合に限り欠勤等日数に算定する見直しを行う。

	現 行	改正後
高齢者部分休業	7時間45分をもって 2/3日に換算して算定	<u>30日を超える場合は</u> 7時間45分をもって 2/3日に換算して算定
病気休暇	7時間45分をもって 1日に換算して算定	<u>30日を超える場合は</u> 7時間45分をもって 1日に換算して算定

#### (3) 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う文言整理

別表第3の職員の区分で千代田区立学校の管理運営に関する規則の規定を準用している文言を整理する。

3 新旧対照表  
別紙のとおり

4 施行期日  
令和8年4月1日

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1） 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の118.75</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の136.25</u>）</p> <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の58.75</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の67.5</u>）</p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>3 （現行に同じ）</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 （現行に同じ）</p> <p>2から5まで （現行に同じ）</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、<u>介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇</u>により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において<u>介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇</u>により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において<u>介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇</u>により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合</p>	<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1） 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の120</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の137.5</u>）</p> <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の68.75</u>）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2から5まで （略）</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、<u>介護休暇又は育児部分休業</u>により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において<u>介護休暇</u>により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において<u>介護休暇又は育児部分休業</u>により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定によ</p>

における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 （現行に同じ）

別表第3（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u>	100分の5

り定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 （略）

別表第3（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年千代田区教育委員会第4号）第35条の規定により準用する同規則第6条の6第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭</u>	100分の5

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。